

令和元年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会

令和元年5月16日(木)

伊勢原市役所2C会議室

午後3時30分 開会

○事務局・令和元年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を開会する。

・この検討委員会では、令和2年度に使用する小学校全教科の教科用図書及び中学校(「特別の教科 道徳」を除く)全教科の教科用図書について、伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査、検討を行っていただく。

・資料の確認と本検討委員会について説明する。

・資料1は伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱である。各委員の選出については、この設置要綱に基づき、教育委員会から皆様へ依頼し、本日お集まりをいただいた。

・資料2は検討委員会委員名簿と教科書採択にかかわる手順を載せている。本日5月16日が第1回検討委員会となる。5月26日の伊勢原市教育委員会議において、令和2年度の伊勢原市立小中学校使用教科用図書採択方針を教育委員が承認し、決定となる。その後、6月14日から7月2日に教科書展示会が行われ、7月10日に、第2回教科書採択検討委員会を予定している。委員の皆様には教科書展示会で教科書を閲覧していただきたい。会場は、伊勢原市立図書館会議室である。その後、7月の下旬の伊勢原市教育委員会7月定例会において、令和2年度使用教科用図書採択となる。

・資料3は「教科書の定義等について」である。「1. 教科書とは」、「2. 教科用図書の使用義務」、「3. 教科用図書以外の使用」、「4. 教科書の採択」について記載している。

・「5. 同一教科用図書を採択する期間について」、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。法第14条の規定により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き4年と定められている。

・また、採択期間内において、採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合、その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる、となっている。

・採択期間は基本的に4年である。小学校では平成27年度から平成30年度まで、中学校では平成28年度から令和元年度までは採択している教科用図書が、発行されないなどの場合を除き、引き続き使用することとなっている。小学校では、令和元年度より使用する教科書について、

採択替えとなったが、平成29年度検定において新たな図書の申請はなく、前回の検定合格図書の中から採択となり、結果的には平成30年度までと同じ発行者の教科書が採択されている。

- ・なお、小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書については、平成29年度に採択したものを、平成30年度から令和元年度まで使用することとなっている。

- ・中学校用の教科書については、令和2年度より使用する教科書について、採択替えとなる。平成30年度の検定において、新たな検定合格図書がなかったため、令和元年度までと同じ教科書が発行される。

- ・なお、中学校の「特別の教科 道徳」については、平成30年度に採択したものを、令和元年度から令和2年度まで使用することとなっている。

- ・また、学校教育法附則第9条は、特別支援学級の児童生徒の使用教科用図書の使用に関するもので、こちらは毎年採択をしている。

- ・資料4は、「令和元年度伊勢原採択地区教科用図書採択の流れ」である。本採択検討委員会は、伊勢原市教育委員会が教科用図書を採択するために調査、検討をしていただくものであるということと、採択に至るまでの流れを図にしたものである。

- ・資料5は、神奈川県「平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」である（資料読み上げ）。

- ・資料6は「令和2年度伊勢原市立小中学校使用教科用図書採択方針（案）」である。

- ・資料7は令和2年度使用教科用図書発行者・発行数一覧と、令和元年度伊勢原市立小学校使用教科用図書一覧、また平成28年度から令和元年度の伊勢原市立中学校使用教科用図書一覧となっている。現在、使用されている教科書の一覧である。

- ・資料8は検討委員会にかかわる日程である。

- ・そのほかに、参考資料として「かながわ教育ビジョン」、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」、「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について」、「教科書の改善について」を添付している。

- ・伊勢原市教科用図書採択検討委員会の設置要綱第3条の規定に基づき、検討委員の皆様へ教育委員会より委嘱状、任命状をお渡しする。

《教育長から各委員に交付》

○事務局・誓約書に、御署名、押印をお願いします。

《各委員署名押印》

○事務局・各委員から自己紹介をお願いしたい。

《各委員自己紹介》

○事務局・庶務を紹介する。

《庶務自己紹介》

- 事務局・伊勢原市教科用図書採択検討委員会委員長及び副委員長の選出に移る。設置要綱第5条2項により、委員の互選により定められている。
- 《互選により次のとおり承認》
- 委員長…石渡委員 副委員長…橋口委員
- 事務局・協議については、第5条第3項に基づき、委員長に議長をお願いする。
- 議長・本検討委員会の趣旨を御理解いただき、適正かつ公正な採択のための検討が行われますよう、御協力をお願いします。
- ・協議事項の1つ目、令和2年度使用小学校教科用図書について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局・今回の小学校の教科用図書採択に当たっては、全ての教科用図書につきまして、新たに採択をする。新たに調査研究をし、採択に必要な資料を作成することとする。
- ・については、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第8条にあるように、検討委員会には調査員を置くことができるとなっているので、新たに検定を通った教科書について、別紙のとおり調査員を置き、調査活動を依頼してまいりたい。
- 《別紙調査員読み上げ》
- ・この調査員は、学校教育について経験豊かであり、教科用図書採択に当たって直接の利害関係を有しない、公正な立場の者である。御承認をお願いしたい。
- 議長・ただいまの調査員の説明及び、調査員名簿について、御質問、御意見をお受けする。
- 《なし》
- 議長・御質問等がなければ、調査員の別紙調査員名簿について、御承認いただきたい。
- 《全員承認》
- 議長・承認いただいたので、伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱第8条第2項に基づき、採択検討委員長の私のほうから、後日、委嘱する。採択の公正確保の観点から、別紙名簿を回収させていただきたいと思うが、事務局から説明はあるか。
- 事務局・これから調査員が調査研究するに当たり、公正・適正を期するということで、名簿を回収したい。
- 議長・それでは、回収をお願いします。
- 《別紙名簿回収》
- 議長・では、続けて事務局より説明をお願いします。
- 事務局・調査研究の内容及び方法について説明する。
- ・調査員は専門的な教科書研究の充実を図る観点から、設置要綱第8条第5項にあるように、平塚市・秦野市・大磯町及び二宮町と共同で調査研究をする形をとらせていただく。
- ・調査結果の報告は、各調査員がそれぞれの市町の検討委員会で行う。

伊勢原市の場合は第2回検討委員会で、検討委員の皆様の前で、各調査員から調査研究の結果を報告する。

・調査員会は、第1回調査員会を5月中旬に開催し、約1カ月をかけて調査研究を行い、調査資料を作成する。

・資料に神奈川県教科用図書選定審議会で示された調査研究の観点が表示されている。「教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材の取り扱いが適切か、工夫や配慮がなされているか」という観点に基づき、調査を進めていく。

・調査員には、県の「教科・種目に共通する観点」や、「教科・種目別の観点」に基づき、調査がなされるよう依頼していく。

・なお、参考として、「かながわ教育ビジョン」を配布した。こちらをあわせて参考にさせていただきたい。この「かながわ教育ビジョン」の後には、教科書採択にかかわる通知もつけている。こちらも、御覧いただきたい。

・次に第2回検討委員会における調査結果の報告と検討について、説明する。

・第2回の検討委員会では、どの発行者のどの教科書に、どのような特徴やよさがあるかなど、皆様から具体的に御意見をいただく。調査員による調査結果のまとめは、第2回検討委員会の前に、皆様にお届けする。

・次に、小学校の教科用図書についてである。調査員から調査結果の報告があり、質疑応答の後、検討委員による調査検討に入る予定である。具体的には、初めに調査員から10分程度の報告がある。その後、調査員に対して質疑応答を行っていただき、一旦調査員には退室してもらう。必要な場合には、再度調査員に入ってもらい、再度質問をすることも可能である。その後、委員の皆様へ、各教科書について御意見をいただく。

・2回目の検討委員会で皆様から十分な御意見をいただくことが必要であり、大切なことであると考えている。そして、その御意見をもとに、教育委員会において、最終的に伊勢原市として教科用図書を採択することとなる。以上である。

- 議長・調査研究の内容及び方法について、御質問や御意見等をお受けする。
- 委員・確認だが、検討委員会というのは、各教科書のよさや特徴を調査員から聞き取るが、1者に絞るというものではないという理解でよろしいか。
- 事務局・そのとおりである。検討委員会は、設置要綱第1条にあるとおり、教科用図書の採択に関して必要な事項を調査・検討することを目的としている。したがって、それぞれの発行者の特徴やよさなどについて明らかにしていくものである。それぞれの立場で、例えば子どもたちにとってこの教科書のこの部分は適しているのではないかという意見をいただきたい。
- 議長・御質問等がなければ、調査研究の内容、方法について、御承認いただきたい。

《全員承認》

- 議長・続いて、令和2年度使用中学校教科用図書調査研究について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局・中学校用の教科用図書の採択について、平成30年度の検定において、「特別の教科 道徳」以外の教科書で、新たに合格した教科用図書はなかった。そのため、前回の平成26年度の検定合格図書の中から採択を行うこととなる。
 - ・また、令和3年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、教科書が全面改訂されることとなり、令和2年度の中学校の教科用図書全ての採択を、新たに行うこととなる。
 - ・このため、今年度の採択に必要な資料は、新たに調査員を置くのではなく、平成27年度の教科書編集趣意書、また平成27年度採択における調査研究の内容等を活用し、4年間の使用実績も踏まえた上で検討することとしたい。この件について、御承認をお願いします。
- 議長・ただいまの件について、御質問、御意見等をお受けする。
- 委員・新たな図書の申請がなかったということなので、来年度、令和2年度1年間だけの使用となる。それを考えると、4年間の使用実績、それから編集趣意書、調査研究結果等を活用して検討していけばよいと考える。したがって、新たに調査員を置く必要はないと考える。
- 委員・その検討の仕方についてであるが、これまでの使用実績が4年間あるので、そのことも踏まえて、事前に資料や教科書などを委員のほうでよく見ておき、その特徴的な面や、よいところ等について、委員がお互いに意見を出し合いながら検討を進めていく、という方法でよいのではないか。
- 議長・このような意見に対して、事務局からはいかがか。
- 事務局・御承認いただければ、中学校の教科書採択については、これまでの資料をもとに検討いただきたい。
- 議長・ほかに御意見、御質問等がなければ、この件について御承認をいただきたい。

《全員承認》

- 議長・承認いただいたので、中学校の教科用図書については、調査員を置かず、平成27年度における調査研究の内容等を活用し、検討を行っていく。また、検討の仕方については、平成27年度の調査研究の結果を事前に配布し、当日は、この調査研究の内容について事務局から報告し、その後、全教科を一括して、皆様より御意見をいただく形で行う。
- 議長・その他について、事務局から何かあるか。
- 事務局・中学校の「特別の教科 道徳」については、平成30年度に調査研究を行い、採択をしている。こちらについては、令和元年度から2年度まで継続して使用することとなっているので、新たな調査研究は行わない。御理解、御了承をいただきたい。

- 議 長・ただいまの説明について、御意見や御質問があればお受けする。
- 議 長・御意見等がなければ、令和2年度使用中学校教科用図書「特別の教科
道徳」について、御承認いただきたい。

《全員承認》

- 議 長・これで第1回目の検討委員会を終了とする。第2回検討委員会では、
検討がスムーズにいくよう御協力をお願いします。本日の協議事項を終了
する。事務局に進行を戻す。
- 事務局・事務連絡をする。
 - ・第2回伊勢原市採択検討委員会は、7月10日水曜日、時間は午前9
時からの予定。
 - ・出席の依頼等は、委員の皆様には改めてお送りする。
 - ・この第2回検討委員会までには、調査員のまとめた調査資料を送付す
る。
 - ・教科書展示会は6月14日から7月2日の火曜日までとなっている。
今年度から、伊勢原市立図書館会議室が会場になり、日曜日と、休館日
である月曜日はやっていない。ただし、開催の日程の関係で、6月30
日の日曜日は開館する。時間は、午前9時から12時、午後は13時か
ら17時である。委員の皆様には改めて通知はしないので、ぜひ展示会で
教科書を御覧いただきたい。
 - ・全体を通じて、何か御質問等があるか。
 - ・以上で令和元年度第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会を閉会す
る。

午後4時30分閉会